（人事院規則一―四五の一部改正）

第六条　人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法又は令和九年国際園芸博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとしてデジタル庁が整備及び管理を行う総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は令和七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとしてデジタル庁が整備及び管理を行う総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。

（人事院規則一―六四の一部改正）

第七条　人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） 十　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員 十一・十二　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） （新設） 十・十一　（略）

（人事院規則一―六九の一部改正）

第八条　人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） 十一　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員 十二・十三　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） （新設） 十一・十二　（略）

（人事院規則一―七二の一部改正）

第九条　人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） 十　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員 十一・十二　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） （新設） 十・十一　（略）